

国土交通省 国土政策局
令和6年度 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）募集要領（三次募集）

1. 調査の趣旨

令和5年7月に閣議決定された第三次国土形成計画が掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向けては、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を通じた、地域課題の解決と地域の魅力向上が不可欠である。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点から、リアル空間の質的向上により「地域生活圏」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である地域経営主体の育成が急務である。

このため、本事業は、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組に対して事業実施に係る費用の支援等を行うことを通じて、地域経営主体の育成に係る課題、成果等を整理し、併せて他地区への共有を図ることにより、地域の多様なステークホルダーから構成される地域経営主体の育成を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進し、地方創生の早期実現を図るものである。

2. 調査の概要

（1）官民連携プラットフォームの取組内容

① 地域経営主体の育成に資する先導的な取組

地域経営主体の育成を主眼としつつ、「1. 調査の趣旨」の①～③の3つの連携の観点から、次に掲げるような「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組を行うものとする。
なお、3つの連携のうち①「主体の連携」及び②「事業の連携」は必須とする。

また、当該取組によって得られた地域経営主体の育成及び「地域生活圏」の形成等に係る課題、成果等の整理を行うものとする。

【取組のイメージ（想定）】※

ア 推進体制の構築・強化

「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、会議開催 等

（例）

- ・既存の官民連携プラットフォームが、他分野との事業連携を図るために行う、当該他分野の関係者との調整・合意形成や当該他分野に係る有識者のヒアリング・意見聴取
- ・官民の共同出資により企業を新たに立ち上げ、複数分野にまたがるサービスを提供しようとする場合における関係者の調整・合意形成

イ 地域経営主体としてのサービス提供等に向けた調査・分析

日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査 等

(例)

- ・暮らしに必要なサービスの現在の提供状況把握のための各種統計データ等の収集・分析
- ・新たなサービスの提供に向けた実証調査の計画策定、実施及び結果分析

ウ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施

拠点・設備・システムの導入・改修、広告宣伝、研究開発、人材育成等

(例)

- ・他分野との事業連携のための既存システムの改修
- ・新たなサービスの提供に伴う人材育成のための研修・講習会

※ 以下URL先に掲載の国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会の資料も参照すること。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s104_chiikiseikatu01.html

② 取組に付随して実施する業務

- ・取組の終了時に、「2. (2) 成果品」に記載する成果品の作成・提出。
なお、報告書では、取組の実施内容のほか、取組の結果得られた成果、知見、課題等を取りまとめることとする。
- ・必要に応じて国土交通省が求めた場合に行う、進捗状況等の報告及び打合せ（オンラインを含む。）。

(2) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書（A4判、30頁程度、カラー印刷） 5部
※概要版（A4判、1～2頁程度）を含む
- ・報告書のデータ（PDF形式） 一式
- ・その他監督職員の指示するもの 一式

なお、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

(3) 対象地域

対象地域（対象区域又は対象とする土地）は問わない。提案の中で対象地域を明らかにすること。

(4) 取組実施期間

取組実施期間は、採択通知の日から令和8年2月27日（金）までとし、同日までに事業完了及び実績報告（精算申請を含む。）を行うこと。

(5) 支援対象者

「共助」・「共創」の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組む民間団体をその構成員に含み、2. (1) に取り組む官民連携プラットフォーム（※）とする。

なお、本取組における代表者及び取組実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、取組実施に係る責任体制を整備すること。

※ 取組主体の団体名における「官民連携プラットフォーム」の名称の使用、共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等を必ずしも求めるものではなく、官民による共同応募等官民連携体制が担保されていることが明らかであれば足るものとする。ただし、いずれの場合

であっても、民間団体に加え、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の双方の参画を必須とする。

3. 支援の額及び支援対象外経費

（１）支援の額

- ・ 2. （１）で定める取組に要する経費について、下表に基づき、予算の範囲内で支援金額を決定する。そのため、審査結果に応じて、不採択や減額して採択することがある。

次の地域経営のポイントのうち①及び②の双方を満たす（※１）主体	支援対象経費の 1 / 2 以内 （ただし、上限3,000万円（税込））
次の地域経営のポイントのうち①から③までの全てを満たす（※１）主体	支援対象経費の 2 / 3 以内 （ただし、上限3,000万円（税込））
【地域経営のポイント（地域生活圏の３要素）】 ①官民パートナーシップによる「主体の連携」 ②分野の垣根を越えた「事業の連携」 ③行政区域（市町村界）にとらわれない「地域の連携」（※２）	

- ・ 支出は、国土交通省が実施する調査の受託者から支援対象者へ行い、取組完了時の一括精算とする。

※１ 本調査を通じて、これから②「事業の連携」又は③「地域の連携」に取り組もうとする場合は、「見込み」として要件を「満たす」ものとみなす。（詳細は、「８．よくある質問」No. 8及びNo. 9を参照のこと。）

※２ 市町村又は都道府県の境界を越えた取組の場合のみ該当するものとする。（詳細は、「８．よくある質問」No. 10を参照のこと。）

（２）支援対象外経費

- ・ 取組の実施に直接必要とならない経費（従前から実施している活動の運営経費 等）
- ・ 取組実施期間内に実施（支出）されない活動等に係る経費
- ・ 取組の補助員に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う賃金以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与等の各種手当。ただし、労働派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費は可。）
- ・ 取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備、用地の取得、備品の購入等の経費（ただし、消耗品の購入や設備・備品のリースは可）
- ・ 営利のみを目的とした活動に係る経費
- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 取組の実施者における経常的な経費（取組の実施に直接係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 取組の内容に照らし、取組の実施者において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 飲食費
- ・ 委託費に含まれる謝金
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ 振込手数料

- ・本取組の申請に要した費用
- ・取組実施中に発生した事故・災害等の処理のための経費
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（ただし、他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にできるものは可）
- ・その他、当該取組の実施に関連性のない経費

4. 応募手続

応募の際は、別添様式により応募資料を作成し、下記の提出先まで電子メールにより提出すること。

提出先は応募受領の確認を2営業日以内に受領した旨の電子メールを送付する。

なお、受領確認の電子メールが届かない場合は提出先に電話（03-3511-2187）により確認すること（この電話は応募書類提出時のメール確認用とし、内容のお問い合わせは、（9. その他・問い合わせ先）に記載のとおりメールによること。

【提出資料】 応募資料（別添様式）※様式の変更等は不可

【応募締切】 令和7年10月10日（金）12時00分 必着

【提出先】 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）事務局

受託機関

一般財団法人 国土計画協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地3号

メールアドレス:chiikis2025★kok.or.jp（★を@に変えて送信してください）

5. 審査方法等

（1）審査方法

「4. 応募手続」に記載の提出期限までに応募があった取組の中から、国土交通省が審査を行い、採択する。なお、審査に当たっては、応募内容に係るヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。

（2）審査基準

以下の観点から審査を行う。

① 形式審査

ア 事業主体が、2.（5）で定める官民連携プラットフォームであること（事業実施区域を管轄する全ての都道府県及び市町村の参画が必須であることに留意。）。

イ 分野の垣根を越えた「事業の連携」を満たす（見込みを含む。）取組であること（例：地域交通×医療・福祉、空き家活用×二地域居住、観光×農業、エネルギー×教育 等）

ウ 応募書類に必要事項が記載されていること

② 内容審査

以下の項目に関し、審査を行う。

項目	評価の観点
事業実施体制	・地域の課題解決に向け必要となる官民の関係者の役割や相互の関係性が明確化されているなど、「共助」・「共創」の観点から地域経営を担い得る体制となっているか。 ・官民連携プラットフォームの構成員が一定の負担（経済的負担、人的負担等）を行うなど、実質的な参画に向けた工夫がみられるか。 ・官民連携プラットフォームに係る人材の育成・確保や、同プラットフォームを支える外部人材の確保（全国的なビジネス展開をする企業等の関与を含む。）など、各取組の担い手確保のための工夫がみられるか。
事業内容	・地域の現状・課題の定量的なデータ把握又は分析をもとに、需要者（利用者）目線に立った解決の方向性を整理するなど、的確な事業内容とするための検討がなされているか。 ・事業の実施に必要な資金計画が、本予算支援のほか、民間資金（政策金融、地域金融、全国・地域企業等からの融資等）を的確に組み合わせる「ブレンデッド・ファイナンス」で構成されるなど、民間投資の呼び込みに向けた検討が的確になされているか。 ・取組内容に係る地域内の地域資源を有効活用・高付加価値化する方策や地域外からの投資（ひと・カネ）を呼び込む方策が検討されているなど、好循環を実現するための工夫がみられるか。
持続可能性	・単年度限りの取組ではなく、次年度以降も含めた将来構想や中長期的な事業計画が検討されるなど、取組の持続性についての的確に検討されているか。 ・次年度以降も含め、官民連携プラットフォームの関係者による資金拠出が継続的に予定されるなど、取組の持続性の観点からの工夫がみられるか。

（３）採択結果の通知

採択結果については、令和７年10月下旬を目処に応募者全員に通知するとともに、HPへの掲載を行う予定である。

なお、今回の募集に対する応募の状況等を踏まえて、予算枠に余裕がある場合は追加公募を検討する可能性がある。

（４）採択後の手続

応募された取組が採択されたときは、個別に取組内容や支援額等について調整する場合がある。その際、国土交通省から、取組内容について一部変更を求めることがある。また、必要に応じて取組内容に関する資料の提出を求めることがある。

6. 支援の条件等

取組の実施者は、次の条件を守るものとする。

（１）計画変更の承認等

取組の実施者は、やむを得ない事情により、取組の実施内容又は取組の実施に要する経費

の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

また、取組の実施者は、やむを得ない事情により、応募時点において計画された取組の実施が予定の期間内に完了しない場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 調査実施報告会議への出席等

取組の進捗・支援金の執行状況を調査・確認するため、国土交通省が実施する調査の受託者が主催する以下の会議に出席し、取組の実施状況等について報告すること（出席に係る旅費等が生じる場合には、支援対象経費に含むものとする）。

① 中間報告

取組の実施者は、取組の中間段階において、取組状況及びこれまでの取組を踏まえた対応方針等について説明・報告すること。

② 成果報告

取組の実施者は、取組期間の終盤に、その成果、今後の課題等を報告すること。

(3) 刊行等

取組の実施者は、取組の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、本調査の採択事例である旨を記載することができる。

(4) 経理書類の整理

取組の実施者は、取組の実施に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、契約の相手方となる国土交通省が実施する調査の受託者の求めに応じ、経費の執行状況又は帳簿及び証拠書類を提示・提出しなければならない。

また、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(5) 知的財産権の帰属等

取組の実施により生じた知的財産権は、取組の実施者に帰属する。ただし、取組の実施により生じた写真、資料等を国土交通省が利用する場合がある。また、その際、取組の実施者の名称等を公表する場合がある。

なお、作成した取組の成果については国土交通省HP等で公開することを想定している。

(6) 取得財産の管理

取組の実施により取得した財産の所有権は取組の実施者に帰属する。ただし、当該取組により取得した財産又は効用の増加した財産については、取組の実施後も、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(7) 取組中・取組後の協力について

取組の実施者には、取組の実施中及び実施後、当該取組及びその後の状況に関する調査・評価等のための国土交通省からのアンケートやヒアリング等への協力を求めることがある。また、原則として、団体の代表者（窓口）の氏名や連絡先は公表する。

7. 留意事項

- ① 同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている取組は応募できない。
- ② 同一の応募者が同一の提案内容を重複した応募はできない。
- ③ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ・応募書類に虚偽の記載をした場合
- ・国土交通省国土政策局総合計画課の担当者への連絡を除き、国の事前の許可なく、本募集の採択に関し、国土交通省国土政策局の職員に直接的又は間接的に接触した場合
- ・応募手続において不正な行為があった場合

⑤提出された応募書類は原則返却しない。

⑥採択した応募書類の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

⑦応募書類の提出後は、原則として応募書類に記載された内容の変更はできない。

⑧この募集要領及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや支援金の返還等を求めることがある。

⑨手続きの詳細については、今後変更する場合がある。

8. よくある質問

よくある質問とそれに対する回答は下表のとおり。

No	質問	回答
1	第三次国土形成計画（全国計画）（令和5年7月閣議決定）では、地域生活圏の圏内人口は10万人程度以上とされているが、それを下回る人口規模の地域生活圏の形成に係る取組は対象外か（人口規模要件はあるのか。）。	同計画では、「目安として、圏内人口10万人程度以上を想定するが、地域生活圏の人口集積については、厳密に条件設定をするものではなく、あくまで生活・経済の実態に応じて、各種生活サービスの提供に必要な範囲を検討・設定することが重要」、「その中での取組もその活動・サービスの内容に応じて、地方の中心都市を拠点とする市町村界を越える広域レベルの取組から、中山間地域における小さな拠点を核とした小規模の取組まで、様々な規模での取組を重層的に包含する」とされている。 このため、特段の人口規模要件は設けず、10万人程度未満の地域生活圏の形成に係る取組も対象となる。
2	第3回地域生活圏専門委員会（R7.2.5）資料3（※）のP.1において、「地域生活圏が目指す姿」として、新潟県内の各地域振興局内の人口最多の市から道路を利用して1時間以内で移動可能な地域が図示されており、地域振興局単位での地域生活圏の形成が連想されるが、例えば一の地域振興局管内における採択は1件に限られるか。 （※） https://www.mlit.go.jp/policy/s	当該「地域生活圏が目指す姿」は、あくまで国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができる社会の平面的なイメージであり、かつ、国土形成計画においては「地方の中心都市を拠点とする市町村界を越える広域レベルの取組から、中山間地域における小さな拠点を核とした小規模の取組まで、様々な規模での取組を重層的に包含する」旨が記載されている。 このため、地域生活圏は都道府県の出先機関の管轄区域等にとらわれるものではなく、一定の地域当たりの採択件数の上限もない。

	hingikai/content/001860748. pdf	
3	2. (1) ①【取組のイメージ (想定)】に記載のあるア～ウの取組は、全て行う必要があるのか、または1つだけでもよいのか。	ア～ウの取組を全て行う必要はない。 (例えば、アに基づく取組のみでも可。)
4	支援対象の官民連携プラットフォームは具体的にどのようなものか。	民間団体に加え地方公共団体（都道府県及び市町村の双方）が参画する官民連携プラットフォームのほか、地方公共団体と民間団体の共同出資により設立される法人・組織体、民間団体と地方公共団体の共同応募等官民連携が担保されている体制などが想定される。
5	官民連携プラットフォームへの参画が必須とされている地方公共団体（都道府県及び市町村の双方）は、出先機関の参画でもよいのか。	本庁のほか、出先機関の参画でも構わない。
6	1 事業者が複数の官民連携プラットフォームに参画し、複数の事業を対象に応募することは可能か。	可能。
7	同一の支援対象者（2. (5) で定める官民連携プラットフォーム）が、異なる取組内容の申請を複数件行うことは可能か。	可能。ただし、予算に限りがある中、より多くの地域経営主体の育成に資する先導的な取組を支援の対象とする予定。
8	現行実施していない②分野の垣根を越えた「事業の連携」及び③行政区域にとらわれない「地域の連携」に、本調査を通じて取り組もうとする場合、支援の額の算定根拠となる支援率の適用関係はどうなるのか。	本調査を通じ、取組実施期間中に、これから②「事業の連携」又は③「地域の連携」に取り組もうとする場合であっても、「見込み」として要件を「満たす」ものとみなす。このため、必ずしも応募時点において②「事業の連携」又は③「地域の連携」に現に取り組んでいることを要件とするものではない。 ただし、①「主体の連携」については、支援対象者を官民連携プラットフォームとしている観点から、申請時点において同プラットフォームが設置されていることを要件とする。
9	本調査を通じて、取組実施期間の次年度以降（令和8年度以降）に新たに②「事業の連携」又は③「地域の連携」に取り組もうとする場合であっても、「見込み」として要件を「満たす」ものとみなされるか。	本調査を通じ、取組実施期間中に、これから②「事業の連携」又は③「地域の連携」に取り組もうとする場合を「見込み」として要件を「満たす」ものとみなす。したがって、取組実施期間より後の取組は、②や③の要件を満たす対象とはならない。 なお、取組実施期間中に、取組実施期間の後の②「事業の連携」や③「地域の連携」によるサービス提供に向けた事業計画を策定する場合などは、取組実施期間中に②や③の要件を満たす点に留意されたい。

10	③行政区域にとらわれない「地域の連携」について、同一市町村内の行政区（旧町村単位、自治会単位など）を越える場合でも該当するか。	③「地域の連携」は、市町村又は都道府県の境界を越える取組の場合のみ該当するものとし、単に同一市町村内の行政区（旧町村単位、自治会単位など）の境界を越える場合は、該当しない。 なお、連携する市町村又は都道府県は、必ずしも隣接している必要はなく、デジタルの活用等による非隣接地域との連携は対象となる。
11	取組に必要となるパソコンやプリンターの購入費用は支援対象経費になるか。	3.（2）に記載の対象外経費のとおり、取組実施期間を超えて所有する備品の購入等の経費は対象とならない。ただし、取組実施期間中のリースに要する経費は対象となる。
12	デジタル地域通貨、デジタル地域クーポン、デジタル商品券などの原資は支援対象経費になるか。	3.（2）に記載の対象外経費のとおり、実証調査に必要な経費であっても、「特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの」に該当するため、対象とならない。
13	3.（2）の対象とならない経費には「取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備」の記載があるが、どのような経費であれば対象となるのか。	例えば、実証調査のために一時的に設置し、取組実施期間中に撤去する簡易な工作物（農産物の直売所としての小屋、地域交通の仮設待合所など）の整備に要する経費は対象となり得る。
14	追加募集を行う予定はあるか。	今回の募集に対する応募の状況等を踏まえて、予算枠に余裕がある場合は追加公募を検討する可能性がある。
15	申請書類に、申請者の代表印、認印などは必要か。	押印は不要である。
16	申請書類の事前確認をしてもらうことは可能か。	公募期間中の申請書類の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わない。

9. その他・問い合わせ先

地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）事務局

受託機関

一般財団法人 国土計画協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町 13 番地 3 号

メールアドレス：chiikis2025★kok.or.jp（★を@に変えて送信してください）

※問い合わせは10月3日（金）17時00分までとする。